議案第２３号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

次のとおり一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

一般職の職員の給与、勤務時間及び休暇について、本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を考慮するとともに、職員の健康福祉の増進及び多様な事情に配慮した柔軟な働き方が可能となる制度の整備を図るため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）の一部を次のように改正する。

第２０条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に改め、同条第２項中「、第１７条及び第１８条」を「から第１８条まで」に改める。

第２１条第２項中「１００分の１２６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の７１．２５」と」の次に「、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と」を加え、同条第４項中「１００分の９６．２５」と」の次に「、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と」を加える。

第２２条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」に改め、同項第２号中「１００分の５１．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」に改め、同項第３号中「１００分の８８．７５」を「、６月に支給する場合には１００分の８８．７５、１２月に支給する場合には１００分の９１．２５」に改める。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１　行政職等給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	

	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	
定年	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	
前再	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
任用	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
短時	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		
間勤	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600		
務職	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900		
員以	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100		
外の	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400		
職員	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600		
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900		
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200		
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500		
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700		
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000		
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300		
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500		
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700		
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000		
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300		
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500		
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700		
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000		

	67	269, 800	309, 200	358, 100	400, 100	416, 400	438, 300			
	68	270, 100	309, 700	358, 700	400, 700	416, 800	438, 500			
	69	270, 400	310, 100	359, 200	401, 100	417, 100	438, 700			
	70	270, 700	310, 600	359, 800	401, 600	417, 400	439, 000			
	71	271, 000	311, 000	360, 300	402, 200	417, 700	439, 300			
	72	271, 300	311, 500	360, 900	402, 700	417, 900	439, 500			
	73	271, 600	311, 900	361, 200	403, 200	418, 100	439, 700			
	74	271, 900	312, 300	361, 700	403, 800	418, 400				
	75	272, 200	312, 600	362, 000	404, 200	418, 700				
	76	272, 500	312, 900	362, 400	404, 500	418, 900				
	77	272, 800	313, 100	362, 800	404, 900	419, 100				
	78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400				
	79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700				
	80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900				
	81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100				
	82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400				
	83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700				
	84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900				
	85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100				
	86	275, 500	315, 300	366, 500						
	87	275, 800	315, 600	366, 900						
	88	276, 100	315, 900	367, 300						
	89	276, 400	316, 200	367, 500						
	90	276, 700	316, 500	367, 900						
	91	277, 000	316, 800	368, 300						
	92	277, 300	317, 100	368, 700						
	93	277, 600	317, 300	368, 900						
	94		317, 500	369, 200						
	95		317, 800	369, 600						
	96		318, 200	369, 900						
	97		318, 400	370, 200						
	98		318, 700	370, 600						
	99		319, 000	371, 000						
	100		319, 400	371, 400						
	101		319, 600	371, 900						
	102		319, 900	372, 300						
	103		320, 200	372, 700						
	104		320, 500	373, 100						
	105		320, 700	373, 600						
	106		321, 000	374, 000						
	107		321, 300	374, 300						
	108		321, 600	374, 600						
	109		321, 800	375, 000						
	110		322, 100							
	111		322, 500							
	112		322, 800							
	113		323, 000							
	114		323, 200							
	115		323, 500							
	116		323, 900							
	117		324, 100							
	118		324, 300							
	119		324, 600							

	120 121 122 123 124 125		324,900 325,200 325,400 325,700 326,000 326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この給料表は、特定任期付職員行政職給料表又は任期付職員行政職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第２　特定任期付職員行政職給料表（第３条関係）

号給	給料月額
1	４１９，０００円
2	４７０，０００円
3	５２５，０００円
4	５９３，０００円

備考　この給料表は、特定任期付職員に適用する。

別表第３　任期付職員行政職給料表（第３条関係）

職務の級	１級	２級	３級	４級
号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	205,300	261,100	276,600	295,200
2	206,400	261,700	277,600	295,900
3	207,600	262,300	278,600	296,600
4	208,700	262,900	279,600	297,300
5	209,800	263,400	280,600	297,900
6	211,500	264,000	281,500	298,600
7	213,100	264,600	282,300	299,300
8	214,700	265,100	283,200	300,000
9	216,200	265,500	284,000	300,700
10	217,900	265,900	284,800	301,200
11	219,500	266,200	285,700	301,900
12	221,100	266,500	286,400	302,500
13	222,600	266,800	287,200	303,200
14	224,300	267,100	288,000	303,800
15	226,000	267,400	288,800	304,400
16	227,700	267,700	289,400	305,000
17	228,900	268,000	290,100	305,800
18	230,500	268,300	290,900	306,400
19	232,100	268,600	291,600	306,900
20	233,600	268,900	292,300	307,400

21	235, 100	269, 200	293, 000	307, 800
22	236, 700	269, 500	293, 800	308, 300
23	238, 300	269, 800	294, 500	308, 800
24	239, 900	270, 100	295, 200	309, 200
25	241, 500	270, 400	295, 900	309, 700
26	243, 200	270, 700	296, 600	310, 100
27	244, 500	271, 000	297, 300	310, 600
28	245, 800	271, 300	297, 900	311, 000
29	247, 100	271, 600	298, 600	311, 500
30	248, 200	271, 900	299, 300	311, 900
31	249, 300	272, 200	300, 000	312, 300
32	250, 400	272, 500	300, 700	312, 600
33	251, 500	272, 800	301, 200	312, 900
34	252, 400	273, 100	301, 900	313, 100
35	253, 300	273, 400	302, 500	313, 400
36	254, 300	273, 700	303, 200	313, 600
37	255, 300	274, 000	303, 800	313, 900
38	256, 200	274, 300	304, 400	314, 100
39	257, 100	274, 600	305, 000	314, 300
40	257, 900	274, 900	305, 800	314, 600
41	258, 700	275, 200	306, 400	314, 800
42	259, 300	275, 500	306, 900	315, 100
43	259, 900	275, 800	307, 400	315, 300
44	260, 500	276, 100	307, 800	315, 600
45	261, 100	276, 400	308, 300	315, 900
46	261, 700	276, 700	308, 800	316, 200
47	262, 300	277, 000	309, 200	316, 500
48	262, 900	277, 300	309, 700	316, 800
49	263, 400	277, 600	310, 100	317, 100
50	264, 000		310, 600	317, 300
51	264, 600		311, 000	317, 500
52	265, 100		311, 500	317, 800
53	265, 500		311, 900	318, 200
54	265, 900		312, 300	318, 400
55	266, 200		312, 600	318, 700
56	266, 500		312, 900	319, 000
57	266, 800		313, 100	319, 400
58	267, 100		313, 400	319, 600
59	267, 400		313, 600	319, 900
60	267, 700		313, 900	320, 200
61	268, 000		314, 100	320, 500
62	268, 300		314, 300	320, 700
63	268, 600		314, 600	321, 000
64	268, 900		314, 800	321, 300
65	269, 200		315, 100	321, 600
66	269, 500		315, 300	321, 800
67	269, 800		315, 600	322, 100
68	270, 100		315, 900	322, 500
69	270, 400		316, 200	322, 800
70	270, 700		316, 500	323, 000
71	271, 000		316, 800	323, 200
72	271, 300		317, 100	323, 500
73	271, 600		317, 300	323, 900

74	271,900		317,500	324,100
75	272,200		317,800	324,300
76	272,500		318,200	324,600
77	272,800		318,400	324,900
78	273,100		318,700	325,200
79	273,400		319,000	325,400
80	273,700		319,400	325,700
81	274,000		319,600	326,000
82	274,300		319,900	326,300
83	274,600		320,200	
84	274,900		320,500	
85	275,200		320,700	
86	275,500		321,000	
87	275,800		321,300	
88	276,100		321,600	
89	276,400		321,800	
90	276,700		322,100	
91	277,000		322,500	
92	277,300		322,800	
93	277,600		323,000	

備考　この給料表は、任期付職員に適用する。

第２条　一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第５項中「職員を」を「職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、「（５５歳を超える職員（行政職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの（以下「８級職員」という。）を除く。）にあつては、２号給）」を削り、同条第６項中「８級職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「における当該職員の勤務成績が特に優秀であり、かつ」を「の全部を良好な成績を上回る成績で勤務した者であって」に、「受けない場合」を「受けないもの」に改め、「行うもの」の次に「とし、昇給させる場合の昇給の号給数は、２号給を超えない範囲内で勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」を加え、同項に次の２号を加える。

（１）５５歳を超える職員

（２）行政職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの

第５条中第７項を削り、第８項を第７項とし、第９項から第１３項までを１項ずつ繰り上げる。

第１５条第１項中「国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）又は１２月２９日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）」を「勤務時間条例第９条第１項に規定する休日に割り振られた勤務時間（同項の規定により休日勤務代休

時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）又は休日勤務代休時間」に、「除く外」を「除き」に改める。

第１６条第１項第１号中「職員に」の次に「同条第２号に掲げる勤務に係る」を加える。

第１７条中「祝日法」を「勤務時間条例第８条に規定する祝日法」に、「及び年末年始の休日において、正規の勤務時間」を「、勤務時間条例第８条に規定する年末年始の休日及びこれらの日に準ずるものとして規則で定める日（以下「休日等」という。）の正規の勤務時間（勤務時間条例第９条第１項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を除く。）並びに休日勤務代休時間（以下「休日等正規勤務時間等」という。）」に、「正規の勤務時間中に勤務した」を「休日等正規勤務時間等中に勤務した」に改め、「給与額に」の次に「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ」を加え、同条に次の２号を加える。

（１）次号に掲げる勤務以外の勤務

（２）次のア又はイに掲げる勤務

ア　休日等（休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む勤務時間条例第９条第１項に規定する休日を除く。）における勤務

イ　１日の勤務時間の全部につき勤務時間条例第９条第１項の規定により休日勤務代休時間が指定された日（以下「全部休日勤務代休時間指定日」という。）における勤務

第２０条の３第１項中「勤務時間条例第８条及び第９条の規定に基づく休日」を「勤務時間条例第９条第１項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは全部休日勤務代休時間指定日」に改める。

第２１条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同条第３項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」を「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の７２．５」に改め、同条第４項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００

分の９８．７５」を「１００分の１２７．５」とあるのは、「１００分の９７．５」に改める。

第２２条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５」を「１００分の５２．５」に改め、同項第３号中「、６月に支給する場合には１００分の８８．７５、１２月に支給する場合には１００分の９１．２５」を「１００分の９０」に改める。

第２２条の２第３項中「第５条第７項、」を削り、同条第４項中「第１３条」を「第５条第４項、第１３条」に改める。

（四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条　四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

行政職等給料表

職務の級 / 号給	１級	２級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	205,300	251,500
2	206,400	252,800
3	207,600	254,200
4	208,700	255,600
5	209,800	257,000
6	211,500	258,400
7	213,100	259,800
8	214,700	261,200
9	216,200	262,600
10	217,900	263,800
11	219,500	265,100
12	221,100	266,400
13	222,600	267,600
14	224,300	268,800
15	226,000	270,100
16	227,700	271,300
17	228,900	272,400
18	230,500	273,500
19	232,100	274,600

20	233, 600	275, 700
21	235, 100	276, 600
22	236, 700	277, 600
23	238, 300	278, 600
24	239, 900	279, 600
25	241, 500	280, 600
26	243, 200	281, 500
27	244, 500	282, 300
28	245, 800	283, 200
29	247, 100	284, 000
30	248, 200	284, 800
31	249, 300	285, 700
32	250, 400	286, 400
33	251, 500	287, 200
34	252, 400	288, 000
35	253, 300	288, 800
36	254, 300	289, 400
37	255, 300	290, 100
38	256, 200	290, 900
39	257, 100	291, 600
40	257, 900	292, 300
41	258, 700	293, 000
42	259, 300	293, 800
43	259, 900	294, 500
44	260, 500	295, 200
45	261, 100	295, 900
46	261, 700	296, 600
47	262, 300	297, 300
48	262, 900	297, 900
49	263, 400	298, 600
50	264, 000	299, 300
51	264, 600	300, 000
52	265, 100	300, 700
53	265, 500	301, 200
54	265, 900	301, 900
55	266, 200	302, 500
56	266, 500	303, 200
57	266, 800	303, 800
58	267, 100	304, 400
59	267, 400	305, 000
60	267, 700	305, 800
61	268, 000	306, 400
62	268, 300	306, 900
63	268, 600	307, 400
64	268, 900	307, 800
65	269, 200	308, 300
66	269, 500	308, 800
67	269, 800	309, 200

68	270, 100	309, 700
69	270, 400	310, 100
70	270, 700	310, 600
71	271, 000	311, 000
72	271, 300	311, 500
73	271, 600	311, 900
74	271, 900	312, 300
75	272, 200	312, 600
76	272, 500	312, 900
77	272, 800	313, 100
78	273, 100	313, 400
79	273, 400	313, 600
80	273, 700	313, 900
81	274, 000	314, 100
82	274, 300	314, 300
83	274, 600	314, 600
84	274, 900	314, 800
85	275, 200	315, 100
86	275, 500	315, 300
87	275, 800	315, 600
88	276, 100	315, 900
89	276, 400	316, 200
90	276, 700	316, 500
91	277, 000	316, 800
92	277, 300	317, 100
93	277, 600	317, 300
94		317, 500
95		317, 800
96		318, 200
97		318, 400
98		318, 700
99		319, 000
100		319, 400
101		319, 600
102		319, 900
103		320, 200
104		320, 500
105		320, 700
106		321, 000
107		321, 300
108		321, 600
109		321, 800
110		322, 100
111		322, 500
112		322, 800
113		323, 000
114		323, 200
115		323, 500

116		323,900
117		324,100
118		324,300
119		324,600
120		324,900
121		325,200
122		325,400
123		325,700
124		326,000
125		326,300

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第４条　職員の勤務時間に関する条例（昭和２７年条例第９４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「のうち４時間」を「の一部」に、「当該４時間」を「当該勤務時間の一部」に改める。

第６条の２第１項中「及び代休日」を削り、「割り振られた勤務時間」の次に「（同項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」を加える。

第９条の見出しを「（休日勤務代休時間）」に改め、同条第１項中「（次項において「休日の全勤務時間」を「又は一部（以下この項において「休日勤務時間」に改め、「、当該休日前に」を削り、「休日に代わる日」を「休日勤務時間に代わる時間」に、「代休日」を「休日勤務代休時間」に、「当該休日後の勤務日等」を「規則で定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間」に、「が指定された勤務日等」を「として指定された勤務時間」に改め、「及び休日」の次に「である勤務日等に割り振られた勤務時間」を、「除く。）」の次に「の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）」を加え、同条第２項中「代休日」を「休日勤務代休時間」に改め、「、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において」を削る。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第５条　職員の休日及び休暇に関する条例（昭和４１年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「年次休暇」を「年次有給休暇、年次無給休暇」に改める。

第４条（見出しを含む。）中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（年次無給休暇）

第４条の２　年次無給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度

において７日とする。

２　年次無給休暇については、その時季につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として規則で定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年条例第２２６号）第１５条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１９条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

第７条第３項を次のように改める。

３　第４条の２第３項の規定は、介護休暇について準用する。

第８条第３項中「前条第３項」を「第４条の２第３項」に改める。

第８条の２第１項中「第２４条」を「第２４条第１項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第３号中「第２４条」を「第２４条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第５条並びに附則第５項及び第６項の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「第１条改正後給与条例」という。）及び第３条の規定による改正後の四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　第１条改正後給与条例及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及び第３条の規定による改正前の四條畷市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正後給与条例及び改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（代休日の廃止に伴う経過措置）

４　第４条の規定による改正前の職員の勤務時間に関する条例第９条第１項の規定により

指定された同項に規定する代休日のうち第４条の規定の施行の日以後の日であるものについては、職員が勤務を命ぜられた同項に規定する休日の全勤務時間を勤務している場合に限り、同条の規定の施行の日において、当該代休日に割り振られた勤務時間の全部について同条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例第９条第１項の規定により同項に規定する休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなす。この場合において、当該休日勤務代休時間の指定が行われたものとみなされた勤務時間を含む日については、職員の勤務時間に関する条例第３条第２項若しくは第３項又は第４条の規定による勤務時間の割振りを変更することができない。

（その他の経過措置の規則への委任）

５　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

６　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和４１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「休日及び休日の代休日」を「職員の勤務時間に関する条例（昭和２７年条例第９４号）第９条第１項に規定する休日」に、「並びに年次休暇」を「及び年次有給休暇」に改める。